

「漁協系統信用事業における総合的な監督指針の一部改正案についての意見・情報の募集」  
に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>焼津漁協のような不正が起きない体制を構築願う。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
<p>監査法人が、会計的な観点からチェックするのはいいのですが、現行では「全漁連等との協議」となっているのが、全漁連という文言が消滅して「監査法人等」にすり替わっています。 全漁連と協議すると、何か不都合でもあるのでしょうか？</p>	<p>今回の改正は、会計監査人の設置に伴い、現行の協議対象の「全漁連等」に「監査法人」を追加するものとなります。したがって、「監査法人等」に全漁連も含まれておりますので、会計監査人を設置する組合においては、会計監査人である監査法人と協議するほか、全漁連とも協議することを妨げるものではありません。また、会計監査人を設置しない組合においては、引き続き全漁連と協議することとなります。</p>